

## 議案第 1 号

富津市税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて  
地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、別紙の  
とおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成 22 年 5 月 10 日提出

富津市長 佐久間 清 治

## 提案理由

給与所得者であって公的年金等の支払を受けた 65 歳未満の者から特別徴収の方法により市民税を徴収することができること等を内容とする地方税法等の一部を改正する法律（平成 22 年法律第 4 号）が平成 22 年 4 月 1 日から施行されることにより、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、条例の一部改正を専決処分したので、これを報告し、承認を求めるものである。

専決第3号

専決処分書

富津市税条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、専決処分する。

平成22年3月31日

富津市長 佐久間 清 治

## 富津市税条例の一部を改正する条例

富津市税条例（昭和46年富津市条例第35号）の一部を次のように改正する。

第44条第2項中「及び公的年金等に係る所得」を削り、「前項の規定」を「同項の規定」に改め、同条第3項中「及び公的年金等に係る所得」を削り、同条第5項を第6項とし、第4項を第5項とし、第3項の次に次の1項を加える。

4 第1項の給与所得者が前年中において公的年金等の支払を受けた者であり、かつ、当該年度の初日において第47条の2第1項に規定する老齢等年金給付の支払を受けている年齢65歳以上の者である場合における前2項の規定の適用については、これらの規定中「給与所得以外」とあるのは、「給与所得及び公的年金等に係る所得以外」とする。

第45条第1項中「前条第4項」を「前条第5項」に改める。

第48条第6項中「第2条第12号の7の5」を「第2条第12号の7の7」に、「本項」を「この項」に改める。

附則第15条を次のように改める。

### 第15条 削除

附則第23条の4第1項中「租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」を「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」に、「租税条約実施特例法」を「租税条約等実施特例法」に改め、同条第2項第3号、同条第3項及び同条第5項第3号中「租税条約実施特例法」を「租税条約等実施特例法」に改め、同条第6項中「租税条約実施特例法」を「租税条約等実施特例法」に、「租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」を「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」に改める。

附則第23条の5第1項中「租税条約実施特例法」を「租税条約等実施特例法」に改める。

### 附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、平成22年4月1日から施行する。ただし、附則第23条の4及び第23条の5第1項の改正規定は、平成22年6月1日から施行する。

（市民税に関する経過措置）

第2条 別段の定めがあるものを除き、改正後の富津市税条例（以下「新条例」という。）の規定中個人の市民税に関する部分は、平成22年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成21年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 平成22年度分の個人の市民税についての新条例第44条第2項（同条第4項の規定により読み替えて適用する場合を除く。）の規定の適用については、同条第2項中「給与所得以外の所得に係る所得割額を普通徴収の方法によって徴収されたい旨の記載があるとき」とあるのは、「給与所得及び公的年金等に係る所得以外の所得に係る所得割額を普通徴収の方法によって徴収されたい旨の記載があるとき、又は当該給与所得者の前年中の所得に公的年金等に係る所得がある場合において平成22年4月30日までに給与所得以外の所得に係る所得割額を普通徴収の方法によって徴収されたい旨の申出があるとき」とする。

3 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中法人の市民税に関する部分は、平成22年4月1日以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。